

令和 8 年度沖縄空手会館 10 周年記念事業委託業務
企画提案募集要項

1 事業目的

平成 29 年 3 月 4 日に開館した沖縄空手会館は、沖縄空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信するための拠点として整備され、令和 9 年 3 月に開館 10 周年を迎える。10 周年を迎えるにあたり「空手発祥の地・沖縄」を強力に発信することでその認知度を向上し、沖縄空手が世界に誇る沖縄の伝統文化であることを再認識する契機とする。

また、本事業の実施によって空手関係者の来訪者増加を含めた空手ツーリズムの推進など、空手関連産業の振興へつなげていく。

2 事業概要

- (1) 業務名：令和 8 年度沖縄空手会館 10 周年記念事業委託業務
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 内容：企画提案仕様書のとおり

3 参加資格者

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

（注） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には最低 1 法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を 1 法人置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- (5) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。なお、各項目の要件については、確認のため沖縄県警察本部に照会する場合があります、契約後に該当することが判明した場合には契約を解除するものとする。

ア 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) 本業務の実施に際して、正・副 2 名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。共同企業体で実施する場合には、最低 1 法人がこの要件を満たすこと。
- (7) 地方公共団体又は国（公社及び公団含む）との間に、当該事業の対象となる業務に相当する実績がある者であること
- (8) 空手関係者をはじめ、学識経験者を含む幅広いネットワークを構築できること。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。
- (12) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。

4 応募の手続き

- (1) 募集要項等の配布：沖縄県公式ウェブサイトへの掲載により配布に代える。
 - ア 掲載期間：公告日から令和8年9月10日（木）まで
 - イ 掲載場所：沖縄県ホームページ「公募・入札＞広報・広告・イベント」内
- (2) 企画提案募集に係る質問事項受付期間

質問がある場合は、質問書【様式9】に記入の上、aa082500@pref.okinawa.lg.jp あてEメールにより令和8年9月3日（木）までに提出すること。

※ 回答は、沖縄県ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

※ 最終回答は令和8年9月7日（月）までに行う。
- (3) 企画提案応募申請書及び企画提案書等の提出期間
 - ア 提出期間：公告日から令和8年9月10日（木）12時まで
 - イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課

※ 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

ウ 提出書類：5に定める書類

5 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書【様式1】
- (2) 企画提案書【様式2】
- (3) 会社概要表（組織図、業務内容、資格等）【様式3】
- (4) 積算書【様式4】
- (5) 業務の年間スケジュール表【様式5】
- (6) 執行体制【様式6】
- (7) 実績書【様式7】
- (8) 誓約書【様式8】
- (9) 質問書【様式9】
- (10) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

※ (3)、(7)、(8)について、共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること。

※ (7)については、担当者の業務実績も記載すること。

※ 提出資料は、書類左側にファイル用の穴あけを行うこと。

※ 提出部数：(1)～(7) 10部（正本1部、副本9部）

(8)、(10) 1部

6 見積要件

今回の企画提案にあたっては、6,944千円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額と

は異なる。

7 選定方法

応募のあった提案については、第1次審査（書類審査）において上位3者程度を選定する。その後、企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第2次審査を行い、入選者を選定する。

(1) 第1次審査結果通知：令和8年9月11日（金）予定

※ 選定された事業者に対しては、第2次審査（プレゼンテーション等）の場所と時間をEメールで通知する。

※ 選定されなかった事業者に対しては、結果のみをEメールで通知する。

(2) 第2次審査：

日時：候補①：令和8年9月24日（木）9時00分～12時00分予定

候補②：令和8年9月29日（火）9時00分～12時00分予定

※1次審査結果通知とともに正式な日時・会場は連絡します。

場所：県庁内会議室（予定）

(2) 選定結果通知：令和8年9月30日（水）予定

【特記事項】

① 提案事業者が、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。

② 提案者が、国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合は、同委員会での審査結果に加点を行う。

（①、②いずれかの記載でも可）

8 委託契約について

委託契約については、原則として第1位入選者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

9 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。そのため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 1 法人（又は 1 共同企業体）あたり、提案は 1 件とする。

10 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 地下 1 階
沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課 担当：知念、日置
TEL 098-866-2232 FAX 098-866-2208
E-mail aa082500@pref.okinawa.lg.jp

※ 連絡の際の件名は、「令和 8 年度沖縄空手会館 10 周年記念事業委託業務」とすること。